

## 相 談

## 特別町民合同相談

10月18日(月)から24日(日)は行政相談週間です

各種相談窓口を無料で開設します。秘密は固く守られますので、ぜひご利用ください。

	日 時	場 所	内 容	相 談 員	予 約
法律相談・ 悩みごと相談	10月20日(水) 午前10時～午後3時 (30分/人)	福祉 会館	家庭や近隣の法律上 の悩み	弁護士	10月12日(火)まで に総務課に予約して ください。(定員8人)
行政相談	10月20日(水) 午前10時～午後3時 (正午～午後1時除く)		行政機関や特殊法人 に対する苦情や要望	行政相談員、岐阜行政監視 行政相談センター職員	不要
心配ごと相談			家庭や近隣の心配ごと	民生委員児童委員	不要
人権相談			嫌がらせや名誉棄損	人権擁護委員	不要

## 行政相談窓口(毎月)

毎日の暮らしの中で、役所やNTT、郵便局などの特殊法人の仕事に不満を感じたことや、説明に納得できなかったということはありませんか?

そんな皆さんの声を総務大臣が委嘱した行政相談委員がお聴きします。町では、岩田 修さんと杉山 佐都美さんが行政相談委員に委嘱され、その解決と実現を図るため、毎月第2金曜日(10月を除く)に行政相談窓口を開設し、相談を受け付けています。

予約問総務課 ☎388-1111

## 岐阜県多重債務無料相談会

県弁護士と県司法書士会の協力のもと、多重債務無料相談会が開催されますので、借金問題でお困りの方はご利用ください。

日にち 10月9日(土)

時間 午後1時～4時

場所 県民生活相談センター  
(ふれあい会館内)

定員 6人(先着順)

申込 2日前までに要予約

申込問県民生活相談センター

☎277-1003

## 第2回就学に関する教育相談会

就学に関する不安や悩みを抱えるお子さんと保護者の方を対象に、相談会を開催します。一人一人のもっている力を伸ばすための学びの場や支援方法を一緒に考えていきましょう。

日時 10月26日(火) 午前9時～正午・午後1時～4時

場所 岐南町中央公民館(岐南町八剣7丁目107)

対象 原則、令和4・5年度小学校入学予定のお子さんと保護者の方  
申込方法 郡内の施設に通っている方は各園・所などへ、それ以外の方は羽島郡二町教育委員会へお問合せください。

申込期限 10月7日(木)

※開催日時に変更が生じた場合は、各関係の園・所などを通してご連絡します。

問羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者  
有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1  
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006  
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ  
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ  
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地  
第2カトービル 1階 A号室  
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278